

20180523 北海道第 12 号  
平成 30 年 5 月 30 日

北海道経済産業局長 児嶋 秀平

鉱業法第 38 条第 1 項の規定に基づく特定区域の指定について

鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり特定区域を指定する。

記

1. 特定区域の所在地  
陸域：北海道足寄郡足寄町新町 2 丁目 10 番地
2. 特定区域の面積  
15 ヘクタール
3. 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称
  - (1) 設定する鉱業権の種類  
採掘権
  - (2) 目的とする特定鉱物の名称  
可燃性天然ガス